

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)(衆議院提出) 要

旨

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条、第十一条及び第十二条に規定された検討課題(いわゆる三つの宿題)に関し、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選挙権年齢等の満十八年以上への引下げ

1 本法施行後四年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢を満二十年以上とする。

2 国は、本法施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

二、公務員の政治的行為に係る法整備

1 公務員(裁判官、検察官、国家公安委員会等の委員、警察官等を除く。)は、国会が憲法改正を発議

した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明をすることができるとする。ただし、政治的行為を禁止する他の法令の規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

2 国は、本法施行後速やかに、公務員の政治的中立性を確保する等の観点から、国民投票運動に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

3 裁判官、検察官、国家公安委員会等の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

三、憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討

国は、本法施行後速やかに、憲法改正問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

四、施行期日

本法は、公布の日から施行する。